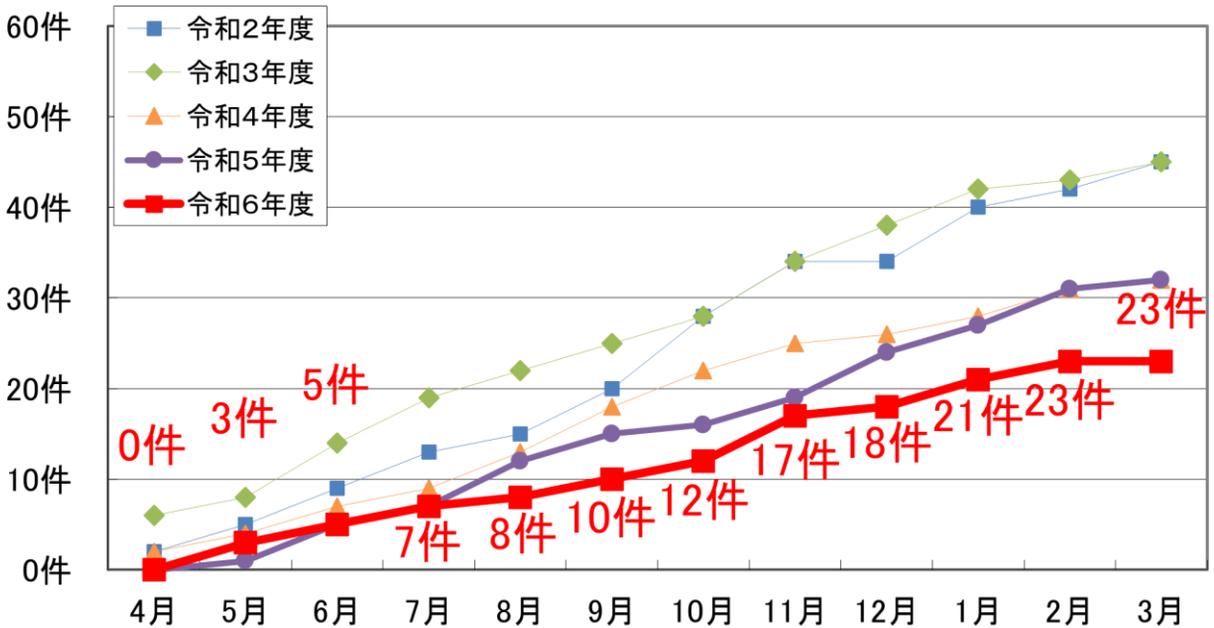


# SAFETY SUPPORT NEWS

## Contents

- 令和6年度工事事故発生状況（速報値）
- 令和7年度重点的安全対策について

## 過去5年間の工事事故発生状況(令和6年度は速報値)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	5件 (3件)	9件 (4件)	13件 (4件)	15件 (2件)	20件 (5件)	28件 (8件)	34件 (6件)	34件 (0件)	40件 (6件)	42件 (2件)	45件 (3件)
令和3年度 累計 (月毎)	6件 (6件)	8件 (2件)	14件 (6件)	19件 (5件)	22件 (3件)	25件 (3件)	28件 (3件)	34件 (6件)	38件 (4件)	42件 (4件)	43件 (1件)	45件 (2件)
令和4年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	4件 (2件)	7件 (3件)	9件 (2件)	13件 (4件)	18件 (5件)	22件 (4件)	25件 (3件)	26件 (1件)	28件 (2件)	31件 (3件)	32件 (1件)
令和5年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	1件 (1件)	5件 (4件)	7件 (2件)	12件 (5件)	15件 (3件)	16件 (1件)	19件 (3件)	24件 (5件)	27件 (3件)	31件 (4件)	32件 (1件)
令和6年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	3件 (3件)	5件 (2件)	7件 (2件)	8件 (1件)	10件 (2件)	12件 (2件)	17件 (5件)	18件 (1件)	21件 (3件)	23件 (2件)	23件 (0件)

## Topics

- ◆ 関東地方整備局発注工事における、令和6年度の累計工事事故発生件数は23件（速報値）となり、近年の工事事故発生状況は減少傾向にあります。
- ◆ 一方で、令和6年度は工事関係者が死亡する事故が1件発生しており、引き続き工事事故防止に向けた取組が必要です。



# 令和7年度重点的安全対策について

令和6年度の工事事故発生状況を踏まえて「令和7年度重点的安全対策」を定め、令和7年3月21日付けで、関東地方整備局管内の各事務所や関係業団体に通知しました。また、関係業団体に所属する会員各社への周知も依頼しています。

## ◆令和7年度 重点的安全対策項目

※令和6年度からの変更箇所なし

<b>I. 架空線等上空施設の損傷事故防止</b>
① 事前確認及び周知・指導の徹底
② 目印表示等の設置
③ 適切な誘導
④ アーム・荷台は下げて移動
<b>II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止</b>
① 適切な施工機械の選定及び使用
② 誘導員の配置
③ 作業員に対する作業方法の周知
④ 点検・清掃時の安全確保
<b>III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止</b>
①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底
②現場条件に応じた措置の実施
③飛来落下等の防止対策の徹底
<b>IV. 足場・法面等からの墜落事故防止</b>
① 作業方法及び順序の周知
② 墜落防止設備の設置、使用
③ 安全通路の設定、周知徹底
④ 「クレーン高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守
<b>V. 地下埋設物の損傷事故防止</b>
① 事前調査、試掘の実施
② 目印表示、作業員への周知
③ 監視員の配置
<b>VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害</b>
① 適切な交通誘導
② 交通関係法令の遵守
③ 運搬物の安定性の確保



# 令和7年度重点的安全対策について

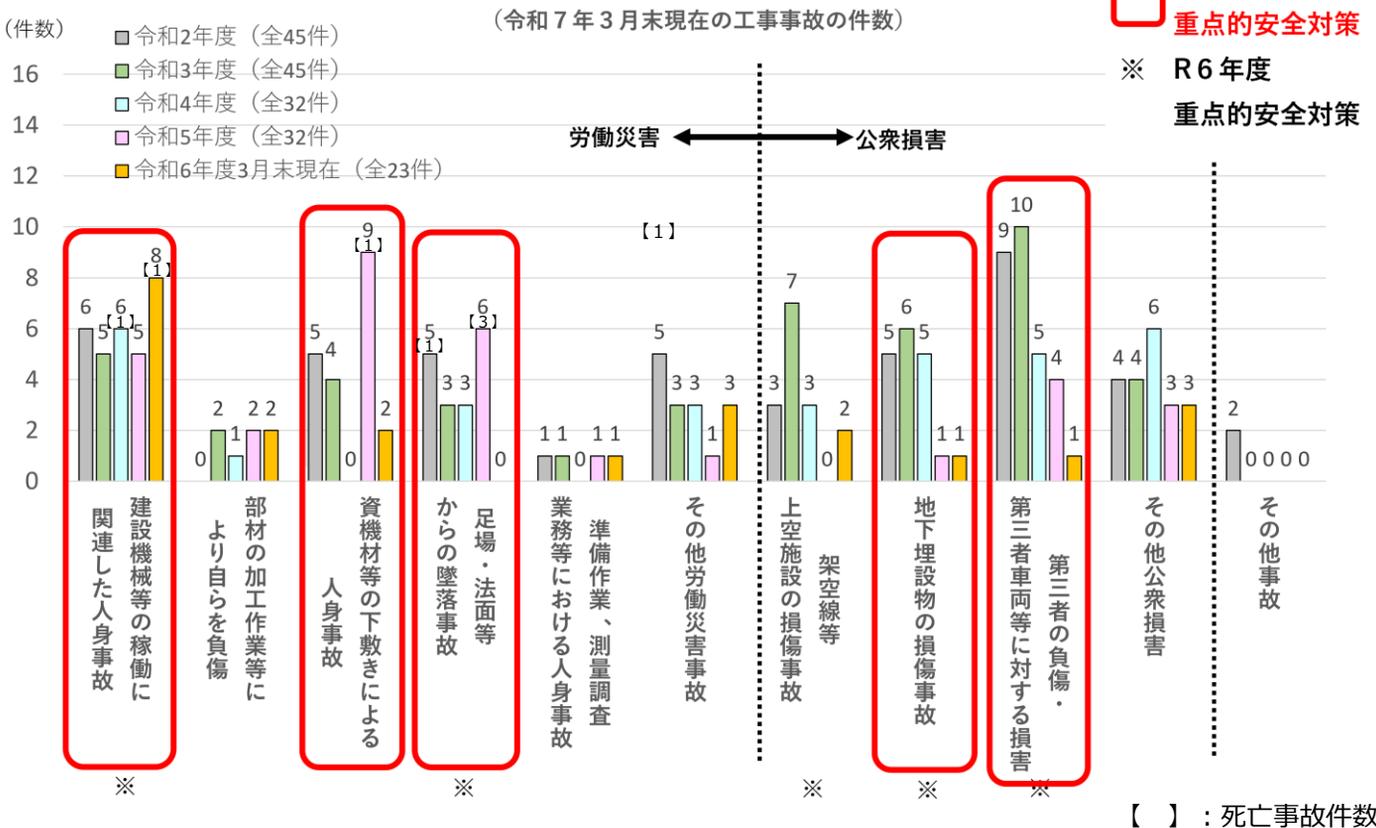
## ◆令和7年度 重点的安全対策項目(続き)

Ⅶ. 事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容
① 基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
② 安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
③ 作業員に対する安全教育の指導徹底
④ 適正な工程管理
⑤ 適正な交通安全管理

※「Ⅶ.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととしています。

◆過去5カ年の発生形態別件数を比較すると、令和6年度は労働災害の発生割合が高く、特に「建設機械等の稼働に関連した人身事故」が急増しています。

### 過去5カ年の工事事故形態別発生件数比較



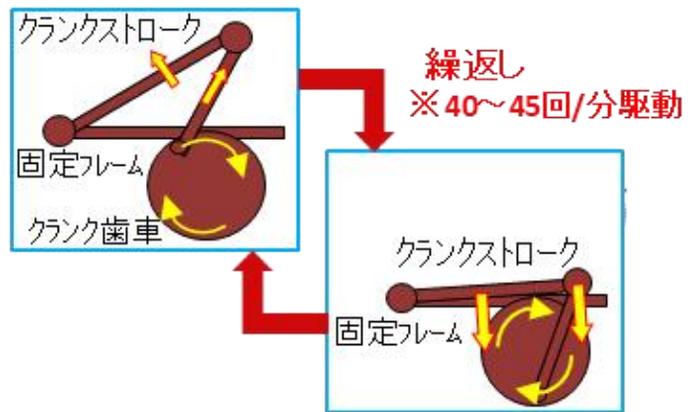


# 令和7年度重点的安全対策について

## Topics

◆ 令和6年度は建設機械等の稼働に関連した人身事故が多数発生しています。

建設機械等の稼働に関連した人身事故の中には、作業員が定置式建設機械の駆動部に挟まれた事案もあることから、定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる」ことについて、令和7年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



地盤改良工で使用する給水用井戸のさく井中、さく井機駆動部をのぞき込んだ作業員が、さく井機に頭部を挟まれ死亡した事案



関東地方整備局ホームページでは、今回ご紹介した令和7年度重点的安全対策のほか、工事事故の発生件数や事故事例など、各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

